特定非営利活動法人九州航空宇宙協会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人九州航空宇宙協会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、次世代を担う青少年、一般市民及び学識経験者に対して航空宇宙に関するサイエンスコミュニケーション・青少年の健全育成・社会教育活動の推進などを基本理念とする。また、日本の航空史上著名な赤とんぼ復元をものづくりの起点として、木製複葉機の構造理解から現代航空工学・宇宙工学へと連なる技術体系を段階的に進化させ、将来的には小型航空機及び実験的宇宙機の試作研究へと展開する事業を行い科学技術及び科学的知識に関する理解の促進を図ることにより、航空宇宙の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　社会教育の推進を図る活動
(2)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(3)　子どもの健全育成を図る活動
(4)　科学技術の振興を図る活動
(5)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

①　科学技術及び科学的知識に関する普及啓発事業
②　航空宇宙に関する講演会、展示会、体験型イベント等の企画及び実施
③　青少年の健全育成を図るための教育的・文化的活動の企画及び支援事業
④　社会教育の推進に資する学習機会の提供及び教材開発事業
⑤　科学教育・社会教育に関する調査研究及び開発事業
⑥　前各号に掲げる事業を達成するための情報発信及び必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して１年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返納しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　５人以上８人以内

(2)　監事　１人以上２人以内

２　理事のうち、１人を理事長とし、必要に応じ２人以内の副理事長を置くことができる。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)　事業報告及び活動決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)　入会金及び会費の額

(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)　事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条　通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条　総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条　総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4　前2項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第

50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録を作成した者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4　前2項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄附金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の区分）

第40条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、

毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第48条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第 52 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）
第 53 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章　公告の方法

（公告の方法）
第 54 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章　雑則

（細則）
第 55 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則
1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	麻生　茂
副理事長	山下智志
同	鎌倉康稔
理事	天本壽人
同	佐藤俊郎
監事	龍造寺譲

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 6 月 30 日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　入会金　正会員　(個人)　　2,000 円
　　賛助会員(個人)　　0 円
　　正会員　(団体)　　5,000 円
　　賛助会員(団体)　　0 円
(2)　年会費　正会員　(個人)　　5,000 円
　　賛助会員(個人)　　2,000 円
　　正会員　(団体)　　10,000 円
　　賛助会員(団体)　1口 10,000 円（1口以上）

7　この法人の設立当初の主たる事務所所在地は、福岡市中央区谷1丁目4番10号に置く。

役員名簿

（特定非営利活動法人九州航空宇宙協会）

役職名	（フリガナ） 氏　　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無
理事長	アソウ　シゲル 麻　生　　茂	[redacted]	無
副理事長	ヤマシタ　サトシ 山　下　智　志		無
副理事長	カマクラ　ヤストシ 鎌　倉　康　稔		無
理事	アマモト　ヒサト 天　本　壽　人		無
理事	サトウ　トシロウ 佐　藤　俊　郎		無
監事	リュウゾウジ ユズル 龍　造　寺　譲		無

設 立 趣 旨 書

1　趣　旨

九州は、我が国の航空宇宙分野において、歴史的にも地理的にも重要な役割を担ってきた地域でもあります。多様な産業基盤、豊かな自然環境、とりわけ福岡市は国際的な玄関口としての地理的特性を背景に、航空宇宙技術の発展と人材育成に寄与する潜在力を有していると確信しています。九州航空宇宙協会は、戦前から95年の長い歴史の中でこれまでに地域に根ざした活動を通じ、航空宇宙に関する知識の普及、技術の継承、次世代育成に地道に取り組んできました。今般、これらの活動をより一層体系的かつ公益性の高い活動を推進するため、特定非営利活動法人として新たな体制を整え、社会的使命を明確に果たすことを目指したいと思います。

本法人は、航空宇宙に関する科学技術の普及啓発、青少年の健全育成、地域社会における生涯学習の推進を三本柱とし、次の理念を掲げます。

○　航空宇宙科学の理解促進と社会への還元

科学のおもしろさや課題を広く人々に伝え、ともに考え航空宇宙分野の価値と可能性を高めるサイエンスコミュニケーション活動を推進して、科学技術立国としての基盤強化に寄与する。

○　次世代を担う人材の育成

青少年が航空宇宙への関心を深めるとともに「好奇心」「冒険心」「匠の心」を豊かに備えた創造性と探究心を育む機会を提供し、未来の技術者・研究者・市民を育てる。

○　地域社会における学びの場の創出

航空宇宙を切り口とした社会教育・文化活動を通じ、世代を超えて学び合う地域コミュニティの形成に貢献する。

以上の理念のもと、九州航空宇宙協会は、航空宇宙を通じて地域と社会に新たな価値をもたらし、公益の増進に資する活動を継続的かつ安定的に展開するため、NPO法人としての発足をここに志すものです。

2　申請に至るまでの経過

沿革

〈戦前の歩み〉

(1)　九州航空会の設立

1931年（昭和6年）6月福岡市住吉柳橋において航空研究家で建築士の前田建一氏が主唱して、九州帝国大学工学部佐藤博助教授ほか九帝大生、社会人を含む20名ほどか集まり「九州航空学生連盟」を設立し、名称を後に「九州航空会」と改称しこの団体が九州におけるグライダー航空の嚆矢となりました。

(2)　グライダーの製作

戦前の日本において前田航研工業は優れたグライダーを次々開発して特に初級、中級者向けの練習機において名機と云われるほどの高い評価を得ました。主な機種は、次のとおりです。

○　朝日式駒鳥号（プライマリー、別名前田式105型改）

○　前田式703型（高性能のソアラー）

○　前田式2600型（陸軍二式小型輸送滑空機、ク-1型）

(3)　グライダーの滞空時間日本新記録の樹立

○　1932年（昭和7年）に大分県別府十文字高原においてセコンダリー九帝三型「十文字号」による滞空日本新記録を樹立。（滞空時間8分34秒：九帝大航空会と九州航空会の共同記録）

○　1937年（昭和12年）に熊本県阿蘇大観峰において前田式6型で地上発進し滞空時間5時間56分の日本新記録を更新。

○　1939年（昭和14年）に奈良県生駒と新貴山の間を往復して前田式六甲2型で滞空時間9時間33分日本新記録を更新。

○　1941年（昭和16年）に久留米市未納連山発心山において前田式703型で滞空時間13時間41分8秒の日本新記録を更新。

⑷　水上滑空艇の製作

○　1925年（大正14年）に複座の滑空艇を製作して博多湾で数万人の群衆が見守るなか滑走しましたが転覆失敗したことが当時の博多っ子の血を沸かせたエピソードとして残されています。なお、当時地元出身の著名な画家伊藤研之氏も同乗された記録が残されています。

〈戦後の歩み〉

⑴　西日本航空協会の発足

サンフランシスコ条約が調印されると直ぐ、1951年（昭和26年）11月1日、戦前の九州航空会を発展的に解消して組織の再構築を図るべく前田建一氏が主唱して九州大学佐藤博教授支援の下福岡市元岡に「西日本航空協会」を設立し満を持してグライダーの製作、滑空を開始しました。前田氏亡き後も遺志を受け継ぎ種々の活動に取り組み今日に至っています。

とりわけ1952年（昭和27年）10月18日、本協会が製作したSM式206型セミ・ソアラ2名搭乗の複座滑空機「まいづる号」が、佐賀県唐津市近郊の鏡山で戦後初の滞空新記録2時間33分を記録し戦後の日本の空の幕開けを飾りました。

⑵　九州航空宇宙協会の発足

2009年7月1日に「西日本航空会」を改称して「九州航空宇宙協会」が福岡市西区元岡に発足設立されました。その後、2024年3月久留米工業大学航空宇宙実習棟に活動拠点を移し、同大学生と協学しながら協会活動を再スタートしていますが、いずれ適当な活動拠点を確保することが喫緊の課題です。

⑶　航空機、グライダー等の製作・復元

○　ライト・フライヤー号の復元（青森県立三沢航空科学館に展示）

○　ル・プリウール機の復元（久留米工大航空宇宙実習棟に展示）

○　航研機の復元（青森県立三沢航空科学館に展示）

○　プライマリー朝日式駒鳥号の復元（久留米工大航空宇宙実習棟に展示）

○　プライマリー福鷹号（複葉機）の製作（久留米工大航空宇宙実習棟に展示）

○　セミ・ソアラーSM式206型（2名搭乗複座）の製作（まいづる号の胴体のみ久留米工大に保管）

○　有人人力飛行機SM-OX号の製作

○　93式中間練習機（通称赤とんぼ）の復元（現在久留米工大にて製作復元中）

⑷　九州航空宇宙協会のその他主な活動

○　福岡市科学館における公開講座（「空の文化講演会」を毎月1回開催）

○　福岡市内小学校における出前授業
○　福岡市科学館における航空展に参加、出展
○　長崎市恐竜博物館における航空展に参加・出展
○　佐賀国際空港「空の日ﾌｪｽﾀｰ」に参加、出展
○　久留米工大のスカイﾌｪｽﾀｰに参加、出展
○　糟屋郡久山町主催「寺子屋ワークショップ」に参加

2026年10月1日

特定非営利活動法人九州航空宇宙協会

設立代表者　住所又は居所
[redacted]
氏名　麻生　茂

2026年度事業計画書

成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人九州航空宇宙協会

1　事業実施の方針

設立初年度である本年度は、**「航空遺産の保全」**と**「科学教育の推進」**を両輪として、地域社会に根ざした公益活動を着実に進める。特に、赤とんぼ複葉機復元・航空遺跡調査といった歴史的価値の高い事業、及び青少年向け教育事業を重点事業として位置づけ、地域の未来に資する活動を展開していく。

2　事業の実施に関する事業

(1)　特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予定額(円)
科学技術及び科学的知識に関する普及啓発事業	赤とんぼ複葉機復製作事業 （復元製作、資料調査、図面復元、要員の確保）	通年	久留米市内	15名	県内住民見学、隔週多数	623,400
航空宇宙に関する講演会、展示会、体験型イベント等の企画及び実施	福岡市科学館空の文化講演会公開講座 （航空史、科学技術の一般向け講演会開催）	毎月	福岡市	2名	航空に関心のある方、50名	3,000
前各号に掲げる事業を達成するための情報発信及び必要な事業	航空宇宙に関する情報提供事業 （機関誌「Winds」の発行〈100部発行〉）	12月	全国	2名	一般市民 100名	80,000
青少年の健全育成を図るための教育的・文化的活動の企画及び支援事業	本年度は実施計画なし	—	—	—	—	—
社会教育の推進に資する学習機会の提供及び教材開発事業	本年度は実施計画なし	—	—	—	—	—
科学教育・社会教育に関する調査研究及び開発事業	本年度は実施計画なし	—	—	—	—	—

2027年度事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人九州航空宇宙協会

1　事業実施の方針

設立2年目である本年度は、前年度実施した事業の成果と更に質量ともレベルアップし、創設期の勢いを維持しつつ、地域社会との結びつきを一層強固にする重要な一年としたい。 更に、航空宇宙を通じて人々の知的好奇心を喚起し、歴史と未来をつなぐ公共的役割を果たすべく、誠実かつ創造的な姿勢で事業を推進する。

2　事業の実施に関する事業

(1)　特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予定額(円)
科学技術及び科学的知識に関する普及啓発事業	赤とんぼ複葉機復元等製作事業 (復元製作、資料調査、図面復元、要員の確保)	通年	久留米市内	15名	県内住民見学、隔週多数	1,044,600
科学教育・社会教育に関する調査研究及び開発事業	博多湾沿線航空遺跡調査 (戦前・戦中・戦後の航空関連施設の調査、聞き取り、記録化)	年3回現地調査・報告書作成	福岡市	15名	航空に関心のある方多数	31,600
航空宇宙に関する講演会、展示会、体験型イベント等の企画及び実施	福岡市科学館空の文化講演会公開講座 (航空史、科学技術に関する一般向け講演会の開催)	毎月	福岡市	2名	航空に関心のある方	12,000
航空宇宙に関する講演会、展示会、体験型イベント等の企画及び実施	佐賀国際空港フェスタ展示活動事業 (協会資料・スカイシミュレーター・模型展示、紙飛行機教室等航空教育ブース出展)	11月	佐賀県	5名	一般市民	11,500
航空宇宙に関する講演会、展示会、体験型イベント等の企画及び実施	久留米工大スカイフェスター展示活動事業 (協会資料・スカイシミュレーター・模型展示、紙飛行機教室等航空教育ブース出展)	11月	久留米市	5名	一般市民	11,500
前各号に掲げる事業を達成するための情報発信及び必要な事業	航空宇宙に関する情報提供事業 (機関誌「Winds」の発行〈100部発行〉)	年1回	全国	2名	一般市民	80,000
青少年の健全育成を図るための教育的・文化的活動の企画及び支援事業	本年度は実施計画なし	—	—	—	—	—
社会教育の推進に資する学習機会の提供及び教材開発事業	本年度は実施計画なし	—	—	—	—	—

2026年度　活動予算書

成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人九州航空宇宙協会

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員年会費	90,000		
賛助会員年会費	10,000		
赤とんぼプロジェクト会費	135,000	235,000	
2 受取寄附金			
旧九州航空宇宙協会受取寄附金	1,967,694	0	
赤とんぼプロジェクト受取寄付金	1,552,750	3,520,444	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取補助金	0	0	
4 事業収益			
事業収益	0		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			3,755,444
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
（1）人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
通勤費	0		
人件費計	0		
（2）赤とんぼプロジェクト費			
材料費	500,000		
消耗品費	100,000		
諸謝金	10,000		
印刷製本費	0		
会議費	5,400		
旅費交通費	2,000		
通信運搬費	1,000		
雑費	5,000		
赤とんぼプロジェクト費計	623,400		
（3）その他経費			
業務委託費	0		
諸謝金	0		
印刷製本費	80,000		
事務用品費	3,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
地代家賃	0		
その他経費計	83,000		
事業費計		706,400	
2 管理費			
（1）人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
人件費計	0		
（2）その他経費			
会議費	9,000		
旅費交通費	0		
印刷製本費	0		
消耗品費	2,500		
通信運搬費	1,980		
賃借料	0		
修繕費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	13,480		
管理費計		13,480	
経常費用計			719,880

当期経常増減額			3,035,564
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			3,035,564
~~前期繰越正味財産額~~（設立時正味財産額）			0
次期繰越正味財産額			3,035,564

2027年度　活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人九州航空宇宙協会

（単位：円）

科目	金　額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員年会費	90,000		
賛助会員年会費	10,000		
赤とんぼプロジェクト会費	540,000	640,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取補助金	0	0	
4 事業収益			
事業収益	0		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			640,000
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
（1） 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
通勤費	0		
人件費計	0		
（2） 赤とんぼプロジェクト費			
材料費	900,000		
消耗品費	100,000		
諸謝金	10,000		
印刷製本費	0		
会議費	21,600		
旅費交通費	8,000		
通信運搬費	5,000		
雑費	0		
赤とんぼプロジェクト費計	1,044,600		
（3） 博多湾航空遺跡調査プロジェクト費			
印刷製本費	0		
会議費	21,600		
旅費交通費	5,000		
通信運搬費	5,000		
雑費	0		
博多湾航空遺跡調査プロジェクト費計	31,600		
（4） その他経費			
業務委託費	0		
諸謝金	0		
印刷製本費	80,000		
会議費	0		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	3,000		
事務用品費	12,000		
消耗品費	0		
地代家賃	0		
その他経費計	115,000		
事業費計		1,191,200	
2 管理費			
（1） 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
人件費計	0		
（2） その他経費			
会議費	9,000		
旅費交通費	0		
印刷製本費	0		
消耗品費	2,500		
通信運搬費	7,740		
賃借料	0		

修繕費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	19,240		
管理費計		19,240	
経常費用計			1,210,440
当期経常増減額			△570,440
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			△570,440
前期繰越正味財産額 ~~(設立時正味財産額)~~			3,035,564
次期繰越正味財産額			2,465,124